

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(北摂交通圏)に係る審議(3回目)

1. 日 時

令和4年5月10日(木) 11:15~11:20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満(会長)、和田貴志(会長代理)

山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 北間、本間、宮田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和4年4月28日(木)の討議を踏まえた答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、北摂交通圏は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。